

國學院大學學術情報リポジトリ

ヘイロータイの階級規定： 近年の研究動向から考える

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 古山, 正人 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001491

ヘイロータイの階級規定 —近年の研究動向から考える

古 山 正 人

論 文 要 旨

近年奴隸制の定義をめぐる議論が活発であるが、それと関連してスバルタのヘイロータイは奴隸あるいは農奴かという、階級規定をめぐる議論もある。この問題は古くからの決着のつかない問題であるが、最近の議論に限定して検討する。ヘイロータイはスバルタ市民の土地を耕作し、半分を主人に納め、半分を自らの生存に当てる農業生産者として生きていたことが明らかになった。彼らは家族を持ち、その家族は持続的に再生産された。彼らが、奴隸のように恣意的に売られ、その家族が解体されることはなかった。ヘイロータイ内部には貧富の差があるが、貨幣財を含め、財産権は保障されていたようだ。大部分のヘイロータイは集村に暮らし、共同体を形成していた。ムノーアイオノモイや富裕上層ヘイロータイを指導層として共同体内で自治的な秩序維持を行い、彼ら独自の宗教活動、あるいは共食儀礼を遂行していた。クレーロス所有者＝スバルティアタイの構成するスバルタが古典古代的共同体であり、そのもとにヘイロータイが個々のスバルティアタイに隸属しつつ農業生産を行うという実態を踏まえて、古典古代的隸属農民という用語をヘイロータイの階級規定として用いることができるのではないか。

はじめに

2010年代に入ってから奴隸制の歴史に関するグローバルな比較史的観点から重要な書籍が相次いで出版されている⁽¹⁾。そして昨年には、古代の東地中海の奴隸制に焦点を絞ったモノグラフが出版された⁽²⁾。いずれもが批判・検証の対象として、1980年代に出版され、部分的な批判・修正を受けながら大きな影響力を振るってきた、M. I. Finley と O. Patterson の奴隸制の定義を取り上げている⁽³⁾。本稿では奴隸制そのものは取り上げず、これに関連して付隨的に問題とされているスバルタのヘイロータイの階級規定について議論したい。Hunt は、ヘイロータイは奴隸ではなく、農奴に似た束縛された農民集団 (a serf-like population of bound peasants) と結論づける⁽⁴⁾。Lewis は奴隸を単純明快に他人の財産であり、売買に付される人間とする立場 (property definition) に立って⁽⁵⁾、ヘイロータ

(2)

イ制度について多角的に検討しながら、ある史料⁽⁶⁾の解釈に立って売買可能な存在であり、奴隸であったと主張する⁽⁷⁾。

ヘイロータイの階級規定の問題は古くて新しい、最終的な決着がつかない難問である。奴隸か農奴かに留まらず、demosioi douloi (Strabon 8.5.4 C365) という表現から国有あるいは公共奴隸、douloi tou koinou (Paus. 3.20.6) という表現から共同体の奴隸とする議論もある。本稿では紙幅の制約もあり、過去の学説史を全面的に再検討することはしない⁽⁸⁾。そして議論の対象時期をもっとも信頼できる史料が得られる古典期にほぼ限定したい。それが Hunt と Lewis の議論の基本的立場でもある。以下ヘイロータイを指す言葉がどのようなもので、それが彼らのどのような現実を示すものかを考察する。次いで、ヘイロータイがどのように規制され処遇されたかを検討する。ヘイロータイがスパルタにおいて果たした機能を、とりわけ彼らの農業生産者としての役割を検討し、ヘイロータイが生活の基盤とした場がどのような性質であったかを見ていく。それらを総合して私なりのヘイロータイの階級規定を示して結論としたい。

1 ヘイロータイの用語

ヘイロータイの語源は古代の史料によると、*εἱλον* (つかみ取る、捕らえる) に由来するとする説 (*Etymologicum Magnum* 332.53) と地名 *Ἑλος* に由来するとする説 (Strabon 8.5.4 C354) とがあり、研究者の間でも決着がつかない。しかし、近年 Barnes が新しい語源解釈を提示した⁽¹⁾。それによると、インドヨーロッパ語族のゲルマン語派に証拠のある語に相当する原ギリシア語の語の存在を仮定すれば容易に説明される。そしてヘイロータイの語源は、*seilō ‘with a bond, in bonds’ > *seilō-t- ‘bondsmen, slave’ (> Hdt. *εἰλώτης*) に由来するものであった。**seilōt-* > *ʰeilōt-* は単に ‘奴隸’ あるいは ‘戦争捕虜’ を指す、受け継がれてきたラコニアの呼称であった。それは——おそらくは最初は abuse の語として用いられた——ラコニアの諸制度自体がその特異なやり方で発展したように、その特殊化された意味 (reference) を獲得するに至った。Barnes の解釈に従えば、ヘイロータイ = 奴隸説が有力になるだろう。しかし、奴隸、あるいは戦争捕虜を意味すると解するのは Barnes の解釈に過ぎなく、with a bond, in bonds という原義にこだわるべきではないだろうか。

ヘイロータイの語の初出はヘロドトス (ex. 6.58.3) であるが、確かにヘイロータイは前5世紀以降の著作において、奴隸と表記されていた。トウキュディデスではニキアスの和平条項で doulon, (4.118.7)、アテナイとスパルタの条約で douleia (5.23.3) が用いられ、

oiketai (8.40.2) も用いられている⁽²⁾。5.23.3に関連して Cartledge は次のように述べている。スバルタ人にとって、ヘイロータイは個々にはすべて奴隸 (douloi) であり、集団的・公的には彼らは奴隸住民 (the slave population) であった。これは特殊な事例で、ほかのいかなる隸属住民も、集団的に抽象的に、そのように呼ばれていない。その言語的造語自体は、ヘイロータイ制度はほかのすべてのギリシアの奴隸制度 (servile systems) といいくつかの面あるいは意味で異なっていた事実を示すものだ。したがって、古典期の著作家といえども、ヘイロータイは単純に動産奴隸と同一視されていなかったことに留意すべきであろう⁽³⁾。

トウキュディデスは前460年代のヘイロータイの大反乱に言及した箇所において、ヘイロータイの大部分はかつてのメッセンニア人で、隸属させられたものたちの (doulōthentōn) 子孫であり、したがって、ヘイロータイのすべてのものがメッセンニア人と呼ばれていると記している (1.101.2)。ところで、反乱は10年目に収束する。休戦条約によってイトメー山に立て籠もっていたヘイロータイは妻子とともにペロポネソスからの退去を許されるが、戻って捕らえられた場合には、捕らえた者の奴隸とされることが明記されている (1.103)。これは、単にヘイロータイ身分に戻すのではなく、より厳しい隸属状況にある奴隸として扱うという、解放されるヘイロータイにたいする警告を示している。ヘイロータイが単なる奴隸ではないことを示唆する。また、スバルタは反乱が長期化するとアテナイをはじめとする勢力に支援を要請した。しかし、攻城戦がうまくいかないと、アテナイだけに退去を要請した。その理由は、アテナイ人の豪胆さと革新性 (neōteropoiia) を恐れ、また異部族だったので、反乱者に説得されて反乱を起こすのではないかと不安を覚えたことにあった (1.102)。この報復に、アテナイは反乱収束後にペロポネソスを離れた者たちをナウパクトスに入植させた (1.103.3)。彼らは本来のナウパクトス人とともにナウパクトスを構成した⁽⁴⁾。彼らはナウパクトス人とともにではあれ、解放後直ちにボリス構成者たりえたのである。こうした経緯に窺われるよう、ヘイロータイがアテナイ型の奴隸とは極めて異なるものであるという現実は看過できないものであろう。

クリティアスは、アテナイなどの動産奴隸と比較してヘイロータイが苛酷に扱われていることを念頭において「ラケダイモンでは自由人はもっとも自由人で、奴隸はもっとも奴隸である」(Diels-Krantz, Kritias 88B37) と述べる。ここでもヘイロータイは奴隸と意識されている⁽⁵⁾。

しかし、後2世紀の Pollux の表現によるとヘイロータイと類似の集団は「自由人と奴隸の間」と定義される (3.83)。これはギリシアとローマにおける隸属民の多様な存在形態の自覚的表現であり、ヘレニズム期から見られる。Finley のスペクトル論の拠り所になった議論であるが、古典期の史料ではないので検討の対象としない。

(4)

ところで、ヘイロータイの身分規定については見逃すことのできない重要な史料がある。ストラボンに引用されている前4世紀の歴史家、キュメのエフォロスの断片 (Ephoros F 117 = Strabon 8.5.4 C365) である。それによると、ヘロスを領有していたヘロス人は、反乱を起こし、戦いにより力尽くで征服され、奴隸と宣告された。所有者は彼らを自由にすることも、境界 (horos) の外に売ることも許されないという条件が付された。

これはヘイロータイの起源に関わる重要な史料であるが、本稿では起源の問題には立ち入らない。ヘイロータイが奴隸であるとの認識はほかの古典期の史料と軌を一にしている。しかし、その解放と境界の外への売却の禁止に言及があることが極めて重要だ。まず後者から見ていく。horos は「境界」を意味するが、国境なのか、あるいは国境内の地域の境界なのか (たとえばラコニアからメッセニアへ、あるいはその逆)、あるいはまた個々の農場の境界なのか明確ではない。Macdowell は最後の意味に取り、売却の禁止を主張する⁽⁶⁾。しかし、売却の全面的禁止である場合、ex ton horon の限定が必要ないという指摘⁽⁷⁾は的を射たもので、全面的禁止は除外されるだろう。それゆえに可能性は前二者に限定される。Ducat は、エフォロスの時代、スパルティアタイはヘイロータイを売ることはできだが、スパルタ領外に売ることはできなかった。そして彼らを解放することもできなかつた、と主張する。さらに彼は、この売買を文字通りのヘイロータイの身体の売買とは考えていない。土地所有者がスパルティアタイ所有者の変更を受けた場合に売却が通常生じると考え、ヘイロータイはすでに耕作していた土地に付属し続けると述べる⁽⁸⁾。Cartledge もエフォロスの断片を同様に解釈している。しかし、正式な解放に対するスパルタの独特な中央の統制がヘイロータイの私的な譲渡と形式的に矛盾するので、その解釈は議論の余地があるとする。だが、国内における売買の可能性を心に留めておく価値があるとも述べる。ヘイロータイの譲渡は家族集団を解体する可能性があるがゆえに、潜在的には統御しがたいヘイロータイを統制する手段を提供するうがった見解を示している⁽⁹⁾。Hunt もこの国内における譲渡可能性、そして法的観点からはヘイロータイが動産奴隸であることを是認する。他方で、ストラボンの記事との関連で前古典期のヘロスは一連の境界を持っていたであろうし、複雑な地理を前提にすれば、スパルタ支配下の地域は多くの境界を持ったはずであり、そこにはメッセニア、ラコニアそしてスキリティスが含まれた。さらにストラボン (8.5.4 C364) がラコニアは6つの地域に分かれていたと記していることと、多くのペリオイコイのポリスが存在したことを指摘している。Hunt はこの指摘によって、ヘイロータイがそうしたスパルタ領内の中地域を越えては売却されなかつた可能性を示唆している。そしてこの文章と問題について不可知論が依然として魅力的だと判断を保留している⁽¹⁰⁾。Hodkinson は、Ducat の認識を受けて、クレーロスの所有者の移動があった場合、新しい

スバルティアタイの土地所有者は居住ヘイロータイ農夫がローカルな農地について持っている詳細な知識を明らかに維持しようと望んだだろう、と推測している⁽¹¹⁾。個々には、クレーロスの所有者変更＝売却があっても、ヘイロータイは耕作する土地に留まる可能性、つまりヘイロータイの身体の売却は無い可能性が示されている。

具体的な土地売却、ヘイロータイの売却についての情報は皆無である。また、上記の地震後反乱を起こし10年にわたって抵抗した末にペロポネソスからの退去を認められたヘイロータイの耕していた土地がどのように処理されたのかも不明である。前398年のキナドンの陰謀事件に関連して、経済的困窮ゆえに市民資格を失ってヒュポメイオネス身分に転落した人々がいたことが伝えられる。しかし、彼らの土地とそれを耕作していたヘイロータイがどのように扱われたのかも不明である⁽¹²⁾。さらにはスバルタが前369年にメッセニアを失ったとき、その大打撃と混乱の中で土地とそれに付随するヘイロータイをどのように処理したのかも皆目分からない。それゆえに、エフォロスの記事の述べる境界の外への売却の禁止、すなわちスバルタ領内における売却の可能性、実質的には土地所有権の移転に伴う主人の変更という事態が生じる可能性を承認しつつ、ヘイロータイを奴隸と定義することは当面留保することが望ましい。

それではエフォロスの第1番目の規制、スバルティアタイ個人によるヘイロータイの解放についてはどうであろうか。ヘイロータイの売却と同様に、これに関しても主人による解放の事例はまったく伝えられていない。沈黙の論証になるが、主人による解放はなかつたと考えて問題はない。古典期の同時代史料に現れるヘイロータイの解放は、軍事に関連したもののが中心であり、スバルタ当局の決定によるものであった。上述の反乱者のペロポネソス退去の承認は、実質的にヘイロータイの解放であるが、スバルタ領内居住は問題にならない。ペロポネソス戦争中、ブラシダスの指揮下にトラキアに遠征隊を派遣したが、この中にはブラシディオイと呼ばれる重装歩兵の装備をした未解放ヘイロータイ700人が含まれた (Thouk. 4.80.5)。彼らはニキアスの和平成立後にスバルタに戻り、解放され居住地選択の自由を与えられた。彼らはその後被解放ヘイロータイのネオダーモーデイスとともにレプレオンへ入植させられた (Thouk. 5.34.1)。ネオダーモーデイスの語はこの時初出であるが、おそらくは、前424年から前421年の間にネオダーモーデイスの軍事利用があったとみられる。ネオダーモーデイスとは確認できないが、解放ヘイロータイの軍事利用は古典期においてはコリントス地峡部へ派遣された1,000人が最後である (Diod. 15.65.6)。ネオダーモーデイスなどの軍事利用は、スバルティアタイ数の減少、ペロポネソス戦争と〈スバルタ帝国〉の存在が作り出したものであるが、多数のヘイロータイに解放の可能性を開いた。しかし、それは生業に従事しながら生きるという本来の解放とはほど遠いものであつ

た。また、これに先立って、アテナイによるピュロス封鎖によって孤立したスパルタ兵とヘイロータイへの食糧補給に成功したヘイロータイには自由が約束された (Thouk. 4.26)。これも戦時におけるスパルタ国家による施策である。自由を与えられたヘイロータイがどのような境遇に置かれたかは伝えられていない。確としたことは言えないが、彼らはネオダーモーデイスの先駆けではないかと思われる⁽¹³⁾。前370年のテーバイとその同盟軍のラコニア侵入時に、スパルタ市防衛のために武器を取り、部隊に配置されることを望み、参戦したものすべてに自由を保障することが当局によって決定された。これに応募したヘイロータイが6,000人を超えたという (Xen. Hell. 6.5.28-9)。彼らがその後どのように処遇されたかは不明である。彼らが兵として登録され、整列した様子を見て、スパルタ人が恐怖を感じたというところに、彼らに頼らざるを得ない一方で、集団としてのヘイロータイへの警戒心という、スパルティアタイのアンビバレントな意識が見える。同時に、史料からはヘイロータイを単に奴隸と規定しきれないものが垣間見える。

プラトンは所有物としての奴隸の扱いの難しさを論じた箇所で、ラケダイモン人のヘイロータイ制度 (*heilōteia*) はギリシアで最大の難問であると記し、メッセニア人の反乱、スパルタと具体的に示すことはないが、同じ言葉を話す多くの奴隸を抱えた国家の難問に言及する (*Nomoi* 6.19 776b-778a)。この認識は、スパルタが非常に富んでいることの証として、奴隸 (*andrapodoi*) の、すなわち他の奴隸とヘイロータイとの、所有に言及している箇所 (*Plat. Alk.* I.18 122d-e) にも窺われる。奴隸に包摂しながら、動産奴隸と区別しているのである。アリストテレスは理想国家における財産の問題を論じる中で、財産は私有とし、一方で、蓄えたものの一部は友人の使用に供し、一部は公共のものとして使用する国家があるとして、スパルタに言及し、お互いの奴隸 (*douloi*) をあたかも自分のものであるかのように使用すると述べている (*Pol.* 1263a)。この奴隸はヘイロタイである。その後の記述では、プラトンの理想国家の農民が、税を支払う必要があるものの、財産の所有権は認められているために、ヘイロタイやペネスタイや奴隸よりはるかに扱いにくく、思い上がりに満ちた者となるとする (1264a32-6)。ここでは奴隸と区別されて言及されている。アリストテレスはヘイロータイを広義には奴隸に含まれるが、動産奴隸とは区別されるものと認識している。ヘイロータイは所有の客体であり、財産権を有さないとされている。

前3世紀のプリエネのミュロン『メッセニア史』第2巻にスパルタによる個別のヘイロータイの解放を窺わせる記事がある (Athen. 6 271f = FGH 106 Mylon F1)。そこにはネオダーモーデイス以外にアフェタイ (解放されたもの)、アデスボタイ (主人のないもの)、エリュクテーライ (実態不明) そしてデスボシオナウタイ (三段櫂船の漕ぎ手のヘイロー

タイの長であろうか）という被解放ヘイロータイの名称が挙げられている。ミュロンにしか伝わらず、その実態は不明とするしかないが、スパルタ当局が、食糧補給に成功したヘイロータイのように、個別に解放を行っていたことは確実であろう⁽¹⁴⁾。

古典期のヘイロータイ解放の事例が圧倒的にペロポネソス戦争後半からメッセンニア喪失までの軍事状況に関わっていることは、スパルタティアタイの減少、戦線拡大そして戦争の長期化の反映である。同時にスパルタがヘイロータイの反乱を警戒しつつも、多くは重装歩兵として起用していることに単純に奴隸と規定できないヘイロータイの階級としての独自性が窺える⁽¹⁵⁾。

2 ヘイロータイに対するその他の規制

古典期の史料によれば、国家によるヘイロータイに対する規制は主人による解放と国境外への売却との禁止に留まらなかった。まずもっとも重要な伝承はアリストテレスに由来するものであろう（F 538 = *Plout. Lyk.* 23）。この断片はクリュプティア制度と、エフォロイの就任時のヘイロータイへの宣戦布告に言及している。この断片によれば、役人、おそらくはエフォロイが若者（neoi）の中で特に知性のあると思われる者をときおり田園へ派遣し、彼らは昼は身を隠し、夜間に通りに出てヘイロータイを捕らえて殺したという。類似の情報はヘラクレイデスの抜粋10にも伝えられるが、前者では武器は短剣（encheiridia）、後者では正規の武器（hopla）である点、さらに後者では派遣される者の資格が特定されず、殺害対象のヘイロータイの数が予め定められていた点に違いが見られる。ヘラクレイデスはアリストテレスの諸ポリスの国制の抜粋者として知られているので、抜粋10もアリストテレスのラケダイモン人の国制にもとづくものである可能性はある。しかし、アリストテレスの名で引用されている『リュクルゴス』の記事を探るべきであろう。クリュプティア制度はスパルタのヘイロータイ抑圧策として導入されたものであるが、通年の日常的なものではなく、クリュプトイの選択に限定が加えられており、制度の運用は抑制的なものであったと考えられる。また、アゴーゲーを終え、21歳から30歳までのネオイが該当者であることから、エリート養成の軍事訓練の一環であるとも考えられる⁽¹⁾。エフォロイによる毎年の儀礼的宣戦布告がクリュプティア制度を支え、クリュプトイに殺人による血の穢れを免れさせていた。クリュプティア制度にもとづくヘイロータイの殺害が現実にあったことは否定しがたい。しかし、ヘイロータイ殺害の正当化に宣戦布告という、ヘイロータイを敵と看做す擬制が必要であったこと自体が、直ちにヘイロータイを動産奴隸（購買奴隸）と断定しがたいことを示している。

ヘイロータイを著しく貶める慣行も伝えられている。ミュロンによると、スバルティアタイの不遜な態度の押し付けはヘイロータイ（記事では奴隸と記されている）の完全な名誉喪失につながった。つまり、ヘイロータイは犬の皮の帽子を被り、毛皮を身につけることを強制され、年に一度落ち度がなくとも一定数鞭打たれ、彼らは奴隸より活力ある容姿を示したら死刑とされ、所有者は、それを許したことで罰せられた（Athen. 14, 657d）⁽²⁾。

ミュロンの記事は、言語的文化的にスバルティアタイと質的に違わないヘイロータイへの恐怖心と警戒感から生じた反乱防止の抑圧策であることは言を俟たないだろう。完全な名誉喪失（atimia）という表現は、Patterson の「奴隸とは生まれながらに疎外され、全体として名誉を喪失した人間が永続的かつ暴力的に支配されるということである」という奴隸制の定義を想起させる⁽³⁾。ヘイロータイを農奴と定義づける Hunt は、Patterson の定義がヘイロータイの身分へのより期待の持てるアプローチであるとして評価する。そして上記の諸史料に言及しつつ、奴隸制を特徴付ける Patterson の定義の決定的に重要な部分は「生まれながらの疎外」と「社会的死」だと評価する。しかし、次のように批判する。ヘイロータイを外部の敵に同化させる主張は、別の現実を覆い隠すのに資する。ヘイロータイは文化的に類似していて、伝統的に生命と同様財産への権利を有した。さらに重要なことは、これらすべての暴力的な手段はヘイロータイの反乱にたいするスバルタ人の恐怖のコンテキストで理解されねばならない⁽⁴⁾。

ところで、このような手段が現実に取られたことは否定できないであろうが、スバルタ人がヘイロータイ制度を長期に維持できた理由を説明するには、身体的残虐性を強調するよりもむしろ、文化的心理的侮蔑（mépris, contempt）を強調する研究者の視点が重要であると思われる。そのような研究者の代表が Ducat である。彼の主張は以下のとくである。ヘイロータイにたいする侮蔑は本質的な機能を持ち、それはスバルティアータイの社会の存続を保証することである。その存続は、糧をもたらす者の役割を果たすべく定められた劣格者の地位にヘイロータイを維持することによって条件付けられた。スバルティアタイにとって、彼らを彼ら自身と同じ出自と同じ言語を持つ人々と共に存させた状況において、眞の危険は反乱よりはむしろ漸進的な同化であった。それゆえに、2つの共同体の間の境界は厳密な規範によって画されなければならず、この規範は定期的にコード化された集団的行為によって再確認されねばならなかった。これが劣格化のまさに儀礼の機能である。スバルタにおけるこの成功は、次の事例に象徴的に示されている。ラコニアに侵入したテーベ人に捉えられたヘイロータイが、アルクマンなどの歌を歌うように命じられて、主人が望まないといって断ったという（Plout. Lyk. 28.10）。ヘイロータイは、敗北にもかかわらず、彼らには変わらないと思われ続ける社会秩序に忠実なままだった。スバルタの規範はヘイ

ロータイの人格の構造となっていた。問題の侮蔑は本質的に個人の感じる感情ではなく社会的集団の社会的集団に対する関係である。それぞれの集団が他の集団を定義するような、ヘイロータイと主人の両端における集団的感情である。集団的性格が重要である。それのみが社会を構造化できる。ヘイロータイが集団的にスバルティアタイに属しているかの印象を創り出すのに貢献できた。それはヘイロータイに明確で整合的な集団を形成しているという感情を、ある状況で反乱を可能にする連帯と意識を生みうる感情をも与え得た⁽⁵⁾。

このように見てくると、ヘイロータイは動産奴隸とかなり異質な集団であり、にわかには奴隸と規定することはできない。

3 ヘイロータイの役割

ヘイロータイの最も重要で中心的な役割は農業生産である。そして彼らが配され、耕作した土地は、古典期においてはスバルティアタイが私的に所有している土地であることに今日ほとんどの研究者が同意している⁽¹⁾。プラタイアの戦いにスバルティアタイ重装歩兵1人当たり7人のヘイロータイが軽装兵（phīloi）として配されていた（e.g. Hdt. 7.229）。これがスバルティアタイとヘイロータイの人口比率、あるいは主人のクレーロスに配されたヘイロータイ戸数を反映しているのか判然としない。しかし、スバルタ全体の可耕地面積は115,000～145,000ヘクタール、全ヘイロータイ数は175,000～187,000人、平均的なスバルティアタイの所領は約18ヘクタールで、ヘイロータイ5家族で耕していた。富裕なスバルティアータイの所領は約45ヘクタール、最富裕者のそれは90ヘクタールに上るという⁽²⁾。

ヘイロータイはかなりの食糧余剰を提供し、それによってスバルタ人は軍事と政治に専念することができた。これがスバルタの政治・社会システムの要点であった。それを実現するために、ヘイロータイの農業労働力がどのように、そしてどれだけ搾取されたかについては議論がある。テュルタイオス（F 6 apud. Paus. 4.14.4-5）によれば、半分半分の分益であった⁽³⁾。いっぽうで、リュクルゴスの改革で土地は再分配され、クレーロスの大きさは、男に大麦70メディムノス、女に12メディムノス、液状の収穫物をそれに応じる割合でアポフォラ（貢納）として納め得る大きさだという伝承もある（Plout. Lyk. 8.4）。しかしプルタルコスの記事はアギスとクレオメネスの改革時に作り出されたものを反映していてアルカイック期と古典期の実態を示すものではない⁽⁴⁾。以前から定められていた貢納以上に求めることは呪いによって禁止されていた（Plout. Mor.239d-e = *Instituta Laconica* no.41）。この記事は誰に由来するものか不明で、古典期以降のものであるが、Cartledgeは完全に‘アルカイック’に思えるとして、信憑性を認めている⁽⁵⁾。それゆえ

に、ヘイロータイに対する基本的収奪には国家による制約が課せられていて、スバルティアタイ主人の恣意は働かなかった。ここにも動産奴隸との違いが見られる。

Hodkinson はこの 5 対 5 のシェアクロッピングの妥当性を説き、次のように述べる。スバルティアタイとヘイロータイとの間の長期的な経済関係を維持する効果的な手段である。それは支配的な政治的条件にうまく適合し、スバルタポリスが市民—ヘイロータイ関係を支配し統制することを可能にした。投入労働を最大化することによって、ヘイロータイを、破壊的活動を顧みずに、農業に専念させた。標準的割合の全体的な強制は不作の年における市民の貪欲さを制限することができ、したがってヘイロータイの生存とスバルタ社会の本質的基礎を守った⁽⁶⁾。

上述のように、イトメーに立て籠もったヘイロータイは最終的に妻子とともにペロボネソスを去ることを許された。テュルタイオスによると、主人の死をヘイロータイの夫婦が大声で泣き叫んで哀悼する (F 7 = Paus. 4.14.5)。ヘイロータイは家族を持ち、ヘイロータイ制度の長期にわたる存続が示すように、ヘイロータイの家族は全体的に安定的に再生産されていた⁽⁷⁾。しかし、ヘイロータイが直接スバルティアタイに奉仕する場合にはその家族・共同体から切り離された。アリストンの妻がデマラトスを産んだときに、それをアリストンに知らせたのは、彼のオイケテスの 1 人であった (Hdt. 6. 63) が、これはヘイローテースであつただろう。クレオメネスが自死したとき、彼を監視していて脅されて短剣を渡したものヘイローテースであった (Hdt. 6.75)。スバルタ人は必要なときには他人のヘイロータイを使うことができた。(Xen. *LP* 6.3)。彼は主人の用を務めて人前に出ているのであろう。またスバルティアタイの杯にワインを注ぐ子供もヘイロータイであろう (Critias F88 B 33, Diels-Kranz apud Athen. 11 463e)。上述したように、戦時には多数のヘイロータイや被解放ヘイロータイがさまざまに動員された。おそらく軍事的に動員されるヘイロータイは、スバルティアタイの子弟の従僕として将来の盾持ちとして教育を受けたモトネスから供給されたであろう。ヘイロータイ女性はスパティアタイ主人の性的対象とされることもあり、その子供はスバルティアタイのノトイ（庶子）として軍事的に利用された (Xen. *Hell.* 5.3.9)⁽⁸⁾。しかし、これらの事例は奴隸所有者が奴隸家族の一員を恣意的に売却して家族関係を破壊させることとは違う。主人のもとで個人的に奉仕するヘイロータイがどのようにして選択されたのか不明であるが、お気に入りのヘイロータイから選ばれた可能性があり、彼らは主人の家に完全に依存した生活を送ったであろう。それだけに主人の家に親密で個人的な愛着を持つことにつながっただろう。ヒュアキンティア祭の 2 日目に市民が、自身の個人的奴隸たち (douloi)、これはヘイロータイと理解すべきだが、を含むすべての知人に振る舞いをするという (Athen. 4 139f)。これは統合の儀式

であり、個人的召使いがオイコス内で占めた位置を象徴している⁽⁹⁾。これもヘイロータイであろうが、召使い（therapontes）の1人が市民、外国人の後でアゲシラオスに頼み事している例が知られている（Xen. *Hell.* 5.4.28）。Hodkinsonはこれらをパトロネジの文脈に位置づけている。彼によると、ヘイロータイはパトロンに頼み事をしているクリエンテスと明らかに見える。王とヘイロータイという明らかに不平等な立場にある人との間のパトロネジの絆は両刃の剣である。それはヘイロータイをポリスの社会的関係に包摂することであり、ヘイロータイにパトロンへの根深い従属をもたらす⁽¹⁰⁾。

さらに Hodkinson は潜在的にもっと重要なこととして、スバルティアタイ主人によるヘイロータイ労働力の再配置を通じての干渉の形態を指摘する。ヘイロータイの必要不可欠な程度の再配置は、農業の経済利用の条件変化、スバルティアタイ所帯の要求の変化、ヘイロータイ家族の多様な人口動態の変化といった、恒常的に進行する変動に対する通常の対応として必要であつただろう⁽¹¹⁾。これは一般的に想定されることであろうし、イトメーに立て籠もり、ペロボネソス退去を許されたヘイロータイに対する処置、さらにはメッセニア喪失に伴うラコニアの再編にも考えられることであろう。最近の考古学調査、ラコニア調査（Laconia Survey）の知見によると、それ以前に居住地がまったくないスバルタの東部と北東部に前6世紀、特に後半に、広範な居住地が拡散したパターンでは、比較的急速な農業植民が見られた。最小限で82の居住地が観察され、大部分は中小規模の農場、あるいは小村であった。前450年頃から87から46への居住地数の急激な減少があり、小規模の農場を中心とした居住地の断絶・永続的な放棄が見られた。一方で、それに比例した中規模の居住地、特に小村の数の増加があったという。スバルタに近いエウロタス河とケレフィナ河の合流地域からメネライオンの神域にいたる地域はスバルティアタイの所有地であったと思われる。Hodkinsonは全般的な意味を次のように考えている。スバルティアタイの主人がヘイロータイを移動させ、新しい、あるいはより集約的な耕作を促進したものであり、その後の減少と再調整には保有地を耕していたヘイロータイ所帯の退去あるいは別の場所への所帯の再入植を伴つた⁽¹²⁾。

ところで、ラコニアにあっても、例えばヘロス渓谷はスバルタ中心市から30キロほどあり、時にスバルティアタイが自分の所領を訪れ、直接監督することは可能であつただろう。しかし、スバルティアタイの、とりわけエリートの土地はラコニアとメッセニアに散在していたし、市民としての日常活動や毎夜の出席が義務である共同食事への出席は、スバルティアタイを不在地主としたにちがいない。不在地主のスバルティアタイの補佐をしたのがムノーアイオノモイ（mnōionomoi Hesykios μ 1626）であるという議論がある。Ducatによると、mnōia は所領で生活し働いているヘイロータイの集団である。ムノーアイオノモ

イはヘイロータイの間から選ばれた指導者と看做され、スバルティアタイは彼らを介しておそらくは所領を経営した⁽¹³⁾。Hodkinson はそのようなムノーアイオノモイの活動を監視するために、富裕スバルティアータイは外部の代理者、もっともありそうなことは、おそらくペリオイコイを任命したであろうと推定している⁽¹⁴⁾。しかし彼らの役割がどのようなものであったかまったく分からぬ。

次に検討すべきはヘイロータイの居住パターンの問題である。Laconia Survey の対象になった範囲では、ヘイロータイは農場あるいは小村の混在する地域に散居し、スバルティアタイの厳格な管理のもとにあり、農業生産の集団的協働はあまり想定できない。一方でメッセニアではかなり集村的であり、そして人口は優に4桁に達することもあると指摘されている⁽¹⁵⁾。メッセニア全体を対象にした調査では、遺跡面積は平均3ha程度で、小村あるいは村落と受け取られている⁽¹⁶⁾。またメッセニア湾の‘Five Rivers’ 地域の調査ではアルカイック期と古典期の農場における散居の証拠は示されていない⁽¹⁷⁾。しかしこのパターンとは異なるものも発掘されている。スーリマ渓谷のコパナキとヴァシリコから大規模な家屋が発掘されている。前者では中央の中庭を囲んで、11部屋を有するもので(30×17m)、2階もあったと考えられる。これを、発掘者はヘイロータイを監督しているスバルタ人領主の実質的な家と解し、一方でプランテーションに似た種類の居住地と考える研究者もいるが、その性格は不明であろう⁽¹⁸⁾。いずれにしても、メッセニアには中核的居住地にヘイロータイ住民が集中していて、ラコニアにおいてもスバルタ中心市近郊を除いて同様な傾向があつただろう。

そのような中核的居住地の構造について Hodkinson は興味深い構想を示している。ヘイロータイのムノーアイオノモイに農業生産の地域的調整役として実質的に行動する能力が保証されていたのだという。彼らは、より広い共同体レヴェルで、大村落レヴェルでさえも、影響力を及ぼし、実質的に重要な世帯主からなる村落の指導層であった。そして多くのメッセニアのヘイロータイ村落は、反社会的行動や内部の法と秩序の維持などの数多くの共同体的機能を引き受けた。村落は別々の主人の所領を耕すヘイロータイが社会的に交流し通婚する場でもあった。また、そのような共同体への帰属意識は、地方の青銅器時代の英雄墓崇拜に示される、社会的記憶を創り出す契機になった。このような英雄墓崇拜はラコニアのヘイロータイ化された地域にはまったく見られない⁽¹⁹⁾。Hodkinson は一部ヘイロータイ村落が農業労働の管理とスバルティアタイ領主にたいする義務の遂行に役割を演じたと、村落間に一種のヒエラルキーを想定する⁽²⁰⁾。

ムノーアイオノモイがそのような役割を演じていたとすれば、それはヘイロータイ間に貧富の存在した可能性を示すものだろうか。プラタイアの戦い後に王パウサニアスはヘイ

ロータイに命じて戦利品を集めさせたが、くすねてアイギナ人に売って、多額の金品を得た者がいたという (Hdt. 9.80)。スファクテリアに糧食を運ぶヘイロータイには船を所有するものもいた。船が破損した場合には保証金も与えられた (Thouk. 4.26)。したがって、ヘイロータイには貨幣の保有も認められていたのだろう。キナドンの陰謀を伝える記事では、アゴラにいる4,000人以上は首謀者の味方であると看做され、その中にはヘイロータイが含まれる。武器を持たない者の武器の入手法として鍛冶屋の道具の購入が考えられていた (Xen. Hell. 3.3.3-7)。ここには中心市のアゴラへヘイロータイが立ち入り、農業用具の購入や物品の売買をしていたことが窺われる。そのような経済活動は、農業生産物の分益によるインセンティブ、ヘイロータイ世帯の労働力数、農業経営の巧拙も相俟って、ヘイロータイ所帯の間に経済的格差を生んだと思われる⁽²¹⁾。Laconia Survey は、調査区域で陶器のアセンブラジュに広い偏差があり、農村住民の間に豊かさが違っていることを示した⁽²²⁾。

メッセンニアでは英雄墓崇拝が手掛かりになる。これは共同体の連帶の徴である一方で、その系譜を英雄時代、とりわけ祭祀で記念された祖先にたどると主張した指導的一門の優越性を主張する手段にもなった⁽²³⁾。発掘物の中にピトイとアンフォラが存在することから、祭祀の管理には共食のための食材と液状物の貯蔵が含まれ、ヘイロータイの指導者が自らや他の保有地から余剰生産物を引き出すことによって自らの指導性を明確にした、と Hodkinson は指摘する⁽²⁴⁾。

以上の考察から、ヘイロータイはスパルタ市民の土地を耕作し、半分を主人に納め、半分を自らの生存に当てる農業生産者として生きていたことが明らかになった。彼らは家族を持ち、その家族は持続的に再生産された。彼らが奴隸のように恣意的に売られ、その家族が解体されることはないかった。主人の家の家内労働に従事し、子弟の付き添いを務めるために、當時一定数の者が家族から引き離されることはあったが、それは決して家族の解体を意味しなかった。Hodkinson の指摘するように、パトロネジ関係の形成であり、軍事的貢献を介しての身分的上昇の可能性をも窺わせるものであった。ヘイロータイ内部には貧富の差があり、大体のヘイロータイは生活を維持していくレヴエルの経済水準に留まっていたと思われる。しかし、貨幣財を含め、財産権は保障されていたようだ。それは、主人の側が一方的に取り消すことのできるパラモネー契約のもとで財産を持つ動産奴隸の状態とは違っていた。近年明らかになったスパルタ中心市周辺の農業植民の事例、あるいはコパナキやヴァシリコの大農場を除くと、大部分のヘイロータイは集村に暮らし、共同体を形成していた。ムノーアイオノモイや富裕上層ヘイロータイを指導層として共同体内で自治的な秩序維持を行い、彼ら独自の宗教活動、あるいは共食儀礼を遂行していた。この

ようなヘイロータイの存在形態が想定されるときに、彼らの階級を単に奴隸、あるいはヘイロータイ的奴隸（helotic slaves）と規定することで済ますことはできないだろう。

4 おわりに

ヘイロータイを農奴と定義する可能性はどうだろうか。社会的分析の範疇としての農奴制の議論は停滞しており、Huntによるとヨーロッパの中世史研究者自身が農奴は中世農民の小部分を構成したに過ぎないと立場を取っている⁽¹⁾。彼は、有益な定義に必要なことは、歴史家がさまざまな社会の適切な比較と対比をすることができ、歴史家に明確な記述的手段を与えることができることだとする。そして農奴制の定義に必要なことは一方でほかの農民（peasants）から、他方で奴隸から農奴を区別することだ。彼は「農奴は農場で暮らすが、それへの完全な所有権を持たなく、税、労働義務、現物あるいは貨幣の地代にせよ、あるいは分益小作取り決めの形にせよ、ある種の賃借料に服した。これらの義務は多かれ少なかれ正式で法的なものであり、あるいは強制的なものであろうが、明確に定められている。農奴は農民の下位区分であり、彼らの自由にたいする追加的束縛を受ける。もっとも顕著なものは、彼らは彼らの土地あるいは領主に縛られている。……中略……奴隸と農奴の違いは時に財産の違いとの関係で理解される：奴隸は個別に売却できる；農奴は売却できるが、しかし土地とともに」。彼は農奴の定義を“拘束された農民（bound peasants）”と要約する。そして、このような農奴の定義づけに対応するヘイロータイの特徴を挙げる。ヘイロータイは彼らの生活する地域の土地を耕作した点で農民だった。彼らはスバルタ人主人に軍事奉仕そしておそらく家事奉仕、そして現物の地代を負っていた。彼らの義務は奴隸のそれのように無制限ではなかった⁽²⁾。

Pattersonの奴隸制に関する定義は明らかに、グローバルヒストリー的志向、つまり、現代世界に至るまでの全人類史における、奴隸としての生活を強いられた人々の生きた現実を比較史的通時的に把握するための定義である。Huntの農奴に関する議論は、古代オリエント世界を視野に入れていないが、ヨーロッパ中世から近世の農奴制に共通する指標を指摘している。西欧では農奴は中世以降にも存在し、東欧とロシアには17世紀から19世紀半ばまで独自の農奴制の時代があったことを指摘する⁽³⁾。従ってこの農奴制の定義は、時代・地域の経済構造を定義に含まない比較史的視点に立ったものといえよう。しかし、しかし中世西欧と社会・経済構造が根本的に異なる古典古代のポリススバルタのヘイロータイを単に農奴に似た束縛された農民集団と規定して済ますことはできない。

40年ほど前に我が国では、マルクスの共同体論・社会構成体論を踏まえた議論が展開され、

太田はヘイロータイやテッサリアのペネスタイなどを古典古代的隸属農民と規定した⁽⁴⁾。太田は2・3節で議論したような史料解釈に概ね基づきながら「共同体なき」奴隸に対して「共同体を持つ」ヘイロータイなどの古代の農業生産者を古典古代的隸属農民とするのであるが、その場合の共同体とはヘイロータイなどが形成している村落共同体である。この共同体がどのような構造を有していたかを推測させる古典期の史資料はない。彼はパウサニアスとストラボンによりながら、ラコニアのヘイロータイもメッセニアのヘイロータイもヘイロータイとされる以前は村落共同体を構成していたと推測する。そしてレウクトラの戦い後にポリス共同体イトメーを建設したことを根拠に「スバルタ人の支配下にあったときも、スバルタ人の監視の目の届かぬところでは、隠れた古典古代的村落共同体の成員として行動していたと思われる。この意味では古典期スバルタの社会構成は奴隸制社会とはいえず、古典古代的社会構成に帰属する隸属農民制社会と規定するしかない」と結論する⁽⁵⁾。3節で推測したように、ヘイロータイが共同体を形成し、エリート指導層が存在した可能性は認められる。しかし、彼らは土地を所有しているわけではなく、彼らの共同体を古典古代的村落共同体と規定することはできないと思われる。

それでは古典古代的という規定はその村落共同体とどのように関わっているのだろうか。ヘイロータイがその身分に落とされる以前にあるいはそれ以後も古典古代的共同体に類似したものを作成していた可能性は認められるとしても、そのこととは直接関係ない。古典古代的とはヘイロータイの主人・支配階級であるスバルティアタイが、貧富の差・土地所有の大小はある、クレーロス所有をその経済の基礎としていたからである。この点でスバルタはアテナイと本質的に変わらない。ポリススバルタが古典古代的共同体を形成していた。スバルティアタイはクレーロス所有を経済の基礎として、政治と軍事を市民の特権・義務とするポリス共同体を形成していた。古典古代的共同体が支配共同体として個々のヘイロータイ共同体を支配していたのである。同じ主人の下にあるヘイロータイが協働した可能性は否定できないであろうが、ヘイロータイの集村が生産共同体として機能していたとは考えられない。あくまでヘイロータイ共同体は生活の場としてあったに過ぎず、しかし時に反乱の結集軸となることもありえた。クレーロス所有者＝スバルティアタイの構成するスバルタが古典古代的共同体であり、そのもとにヘイロータイが個々のスバルティアタイに隸属しつつ農業生産を行うという実態を踏まえて、古典古代的隸属農民という用語をヘイロータイの階級規定として用いることができるのではないだろうか。そこに中世の封建制下の農奴、すなわち太田の封建制的隸属農民との違いがある。

文献表

- Alcock 1991: Alcock, S., Tomb Cult and the Post-classical Polis, *American Journal of Archaeology* 95, 1991, 447-67
- Alcock 2002: Alcock, S. *Archaeology of the Greek Past: Memories, Monuments and Landscapes*, Cambridge, 2002
- Alcock, S. et al. 2005, Pylos Regional Archaeological Project. Part. VII. Historical Messenia, Geometric through Late Roman, *Hesperia*, 74, 147-209
- Antonaccio 1995: Antonaccio, C., *An Archaeology of Ancestors. Tomb Cult and Hero Cult in Early Greece*, Lanham, 1995
- Barnes 2009: Barnes, T., Appendix: A note on the etymology of Εἶλωτες (An Appendix to Luraghi 2009) in Hodkinson, (ed.), 2009, 286-7
- Bodel and Scheidel (eds.) 2017: Bodel, J. and W. Scheidel (eds.) 2017, *On Human Bondage. After Slavery and Social Death*, Chichester and Malden, MA
- Bradley and Cartledge (eds.) 2011: Bradley, K. R. and P. 2017 Cartledge (eds.), *The Cambridge World History of Slavery Vol.I : The Ancient Mediterranean World*, Cambridge, 2011
- Bush 1996a: Introduction in Bush (ed.) 1996, 1-17
- Bush 1996b: Serfdom in Medieval and Modern Europe: A Comparison in Bush (ed.) 1996, 199-224
- Bush (ed.) 1996: Bush, M. L. (ed.), *Serfdom and Slavery: Studies in Legal Bondage*, London and New York, 1996
- Cartledge 1987: Cartledge, P., *Agesilaos and the Crisis of Sparta*, London, 1987
- Cartledge 2011: Cartledge, P., The Helots: A Contemporary Review in Bradley and Cartledge (eds.) 2011, 74-90
- Catling 2002: Catling, R. W. V., The Early Iron Age to the Classical Period (c. 1050-323 BC) in Cavanagh, W.G. et al. (eds), *Continuity and Changes in a Greek Rural Landscape*, London 2002, 151-256.
- Dal Lago and Katsari (eds.) 2008: Dal Lago, E. and C. Katsari (eds.), *Slave Systems Ancient and Modern*, Cambridge, 2008
- Ducat 1990: Ducat, j., *Les Hilotes, Bulletin de Correspondance Hellénique, Supplément XX*, Paris 1990
- Ducat 2007: Ducat, J., *Spartan Education. Youth and Society in the Classical Period*, translated by E. Stafford, P.J. Shaw and A. Powell, Swansea, 2007
- Engerman 1996: Engerman, S. L., Slavery, Serfdom and Other Forms of Coerced Labour: Similarities and Differences in Bush (ed.) 1996, 18-41

- Figueira 2003: Figueira, T., The Demography of the Spartan Helots in Luraghi and Alcock (eds.) 2003, 109-41
- Figueira 2004: Figueira, T., The Nature of Spartan *krēroi*, in Figueira, T. (ed.), *Spartan Society*, Swansea, 2004, 47-76
- Finley 1951: Finley, M. I., *Studies in Land and Credit in Ancient Athens, 500-200BC. The Horos Inscriptions*, New Brunswick, NJ, 1951
- Finley 1973: Finley, M. I., *The Ancient Economy*, London, 1973
- Finley 1980: Finley, M. I., *Ancient Slavery and Modern Ideology*, London, 1980
- Finley 1981: Shaw, B. D. and R. P. Saller (eds.), Finley, M. I., *Economy and Society in Ancient Greece*, London, 1981
- Harvey 2004: Harvey, F. D., The Clandestine Massacre of the Helots (Thukydides 4.80) in Figueira 2004, 103-21.
- Hodkinson 1986: Hodkinson, S., Land Tenure and Inheritance in Classical Sparta, *Classical Quarterly* 36, 1986, 378-406
- Hodkinson 1992: Hodkinson, S., Sharecropping and Sparta's Economic Exploitation of the Helots in Sanders, J. M. (ed.), *ΦΙΛΟΛΑΚΩΝ. Lakonian Studies in Honour of Hector Catling*, London, 1992, 123-34
- Hodkinson 1997: Hodkinson, S., Servile and Free Dependents of the Classical Spartan 《Oikos》 in Moggi, M., et al. (eds.), *Schiavi e Dependent nell'Ambito dell' 《Oikos》 e della 《Familia》. Atti del XII Colloquio GIREA Pontignano (Siena) 19-20 Novembro 1995*, 1997, 45-71
- Hodkinson 2000: Hodkinson, S., *Property and Wealth in Classical Sparta*, London, 2000
- Hodkinson 2008: Hodkinson, S., Spartiates, Helots and the Direction of the Agrarian Economy: towards an Understanding of Helotage in Comparative Perspective in Dal Lago and Katsari, 2008, 285-320
- Hodkinson (ed.) 2009: Hodkinson S. (ed.), *Sparta: Comparative Approaches*, Swansea, 2009.
- Hornblower 1991: Hornblower, S., *A Commentary on Thucydides, Volume I: Books I-III*, Oxford, 1991
- Hunt 2017: Hunt, P., Slaves or Serfs? Patterson on the Thetes and Helots of Ancient Greece, in Bodel and Scheidel 2017 55-80
- Hunt 2018: Hunt, P., Ancient Greece as a "Slave Society", in Lenski and Cameron (eds.) 2018, 61-85
- Lenski and Cameron (eds.) 2018: Lenski, N. and C. M. Cameron (eds.) *What Is a Slave Society. The Practice of Slavery on Global Perspectives*, Cambridge, 2018
- Lewis 2013: Lewis, D. M., Slave Marriages in the Law of Gortyn: A Matter of Rights?, *Historia* 62, 390-416
- Lewis 2017: D. M., Orlando Patterson, Property, and Ancient Slavery: The Definitional Problem

(18)

Revisited, in Bodel, and Scheidel 2017 31-54

Lewis 2018: Lewis, D. M., *Greek Slavery Systems in Their Eastern Mediterranean Context, c.800-146 BC*, Oxford, 2018

Luraghi 2002: Luraghi, N., Helotic Slavery Reconsidered in Powell, A. and S. Hodkinson, *Sparta beyond the Mirage*, Swansea, 2002

Luraghi and Alcock (eds.) 2003: Luraghi, T. and S. Alcock (eds.), *Helots and Their Masters in Lakonia and Messenia: Histories, Ideologies, Structures*, Cambridge, 2003

Luraghi 2009: Luraghi, N., The Helots: Comparative Approaches, Ancient and Modern, in Hodkinson (ed.) 2009, 261-301

Macdowell 1986, Macdowell, D., *Spartan Law*, Edinburgh, 1986

Nafissi 2009: Sparta in Raaflaup, K. and Hans van Wees, *A Companion to Archaic Greece*, Malden MA, Oxford and Chichester, 2009, 117-37

Oliva 1971: Oliva, P., *Sparta and Her Social Problems*, Amsterdom and Prague, 1971

Paradiso 2004: Paradiso, A., The Logic of Terror: Thucydides, Spartan Duplicity, and Improbable Massacre in Figueira 2004, 179-98

Paradiso 2013: Paradiso, A. Nannies “Bought” in Lakonia: Slave or Hired? A Note to Plutarch, Lycurgus 16, 5, *Eirene* 49, 48-53

Patterson 1982: Patterson, O., *Slavery and Social Death. A Comparative Study*, Harvard UP, Cambridge, Massachusetts, and London, 1982. (オルランド・パターソン著 奥田暁子訳『世界の奴隸制の歴史』明石書籍, 2001)

Patterson 2003: Patterson, O., Reflections on Helotic Slavery and Freedom in Luragi and Alcock (eds.) 2003, 289-309

Patterson 2012: Patterson, O., Trafficking, Gender and Slavery, in Allain, J. (ed.), *The Legal Understanding of Slavery: From the Historical to the Contemporary*, Oxford, 2012, 323-59

Patterson 2017: Patterson, O., Revisiting Slavery, Property, and Social Death, in Bodel, and Scheidel 2017, 265-96

Powell 2018: Powell, A. (ed.), *A Companion to Sparta, Vols. I, II*, Chichester, 2018

Richer 2018: Richer, N., Spartan Education in the Classical Period, in Powell 2018, 525-542.

Rihll 2011: Rihll, T. H., Classical Athens in Bradley and Cartledge (eds.) 2011, 48-73

Scheidel 2003: Scheidel W., Helot Numbers: A Simplified Model in Luragui and Alcock (eds.) 2003, 240-

Greece in Luragui and Alcock (eds.) 2003, 33-80

Whitby 1994: Whitby, M., Two Shadows: Images of Spartans and Helots, in Powell A., and S. Hodkinson (eds.), *The Shadow of Sparta*, London and New York, 1994, 87-126

伊藤 1981：伊藤貞夫「古典期クレタにおける女子相続権の問題」、伊藤貞夫『古典期のポリス社会』岩波書店, 1981所収

伊藤 2005：伊藤貞夫「古代ギリシア史研究と奴隸制」『法制史研究』55号, 121-154

太田 1977：太田秀通『東地中海世界』岩波書店, 1977

太田 1988：太田秀通『奴隸と隸属農民 増補版』青木書店, 1988 (第1版, 1979)

清永 1966：清永昭次「スパルタのヘイロータイ」『歴史学研究』315, 1966, 7-13

清永 1980：清永昭次「太田秀通『奴隸と隸属民』」『歴史学研究』476, 1980, 49-55

熊野 1979：熊野聰「太田秀通著『奴隸と隸属農民—古代社会の歴史理論—』」『歴史評論』354, 1979, 91-4

篠崎 1992, 篠崎三男「ヘラクレイア=ポンティケとマリアンデュノイ（上）（下）」『東海大學紀要文学部』第57輯, 1993, 47-66, 第58輯, 1992, 57-77

古山 1984a, 古山正人「ヒュポメイオネス考—スパルタ社会の変容の一側面」『新潟史学』

17, 1984, 38-56

古山 1984b, 古山正人「ネオダーモーデイス—ヘイロータイの解放と軍役」『西洋史研究』新輯13, 1984.11, 53-77

古山 1989, 古山正人「モタケス、トロフィモイ、スパルティアタイのノトイースパルタの小社会集団—」『歴史学研究』597, 1989, 1-18.

前沢 1982, 前沢伸行「古代ギリシア・ローマの「共同体」と奴隸制」、歴史学研究会編『現代歴史学の成果と課題Ⅱ』青木書店, 1982, 92-114

村川 1949：村川堅太郎「スパルタが他の農業生産者」『史学雑誌』第58編第3号, 『村川堅太郎古代史論集 I 古代ギリシアの国家』岩波書店, 1986所収

註

はじめに

(1) Cambridge World History of Slavery Vol. 1 ~Vol.6, Cambridge, 2011~2016: Bodel and Scheidel (eds.) 2017: Lenski, N. and C. M. Cameron (eds.) 2018

(2) Lewis 2018

(3) Finley 1973. とりわけⅡ The Emergence of a Slave Society: Finley 1980. とりわけⅢ. Masters and Slaves: Finley 1981, Part Tow— Servitude, Slavery and the Economy. また、Finley の奴隸制に關

する所論については伊藤2005を参照されたい。Patterson 1982. 彼の奴隸制の定義は Patterson 1982, 13では “slavery is the permanent, violent domination of natally alienated and generally dishonored persons” 「奴隸とは生まれながらに疎外され、全体として名誉を喪失した人間が永続的かつ暴力的に支配されるということである」(邦訳46頁)。Patterson 2012, 329では “the violent, corporeal possession of socially isolated and parasitically degraded persons” 「社会的に孤立させられ、寄生的に貶められた人間の暴力的な、身体的な所有」と変更されている。本稿においては Lenski 2018, 51の「奴隸制は、所有者（主人）によって支配されている、生まれながらに疎外され、本質的に名誉を奪われた個人（奴隸）の永続的な、暴力的な支配である。所有者（主人）はその社会的コストで、財産として奴隸を使用し享受し、売却し交換し、そして虐待し破壊することを許されている」を暫定的に奴隸の定義としたい。彼は Patterson の定義を取り入れつつ、property definition をも明確に定義に含めた。

- (4) Hunt 2017, 75; Hunt 2018, 85. 以下では、議論がより詳細な Hunt 2017に依る。
- (5) Lewis 2017: Lewis 2019. Luraghi 2009はヘイロータイの古代と現代の比較史的アプローチについての詳細で有益な研究であり、2008年までの文献も便利である。
- (6) FGH. 70 Ephoros F 117. 本史料については後に詳しく議論する (4頁以下)。
- (7) Lewis 2019, Ch.6 Helotary Slavery in Classical Sparta.
- (8) さしあたり Ducat 1990を参照。簡便には Oliva 1971, 38-54. 篠崎1992はヘイロータイと類似のマリアンデュノイなどについて独自の優れた考察を展開した。クレタのオイケウスなどの隸属民については伊藤1981: 2005, 127-33を参照されたい。van Wees 2003はアルカイック期のヘイロータイと類似の隸属民を大量な住民の征服による農奴と主張している。本稿では起源の問題については論じない。

1 ヘイロータイの用語

- (1) Barnes 2009, 286-7.
- (2) その他にたとえば、Xenophon, *Agesilaos*, 2. 24: LP12.4: Isocrates, *Archidamos*, 28: Plato, *Laws* 6. 776d. cf. [Plato], *Alcibiades*, 1. 122d
- (3) Cartledge 2011, 79.
- (4) Hornblower 1991, 160-1.
- (5) Plout., *Lyk* 28.5はこの句のパラフレーズである。同様にスパルタの奴隸制が非常に苛酷であったことを示す史料は Isokrates. *Archidamos* 69: FGH. 115 Theopompos F 13. Xenophon *Hellenika* 3.3.6「ヘイロータイはスパルタ人を生のまま食べることを願っている」と記す。以上のヘイロータイを奴隸と同等視する見方は、ヘイロータイの特異性を外部に対して打ち消し、スパルタを通常のポリスとして示そうという、スパルタの意識的プロパガンダであるという指摘もある。Cf. Hunt 2017, 63f.

- (6) Macdowell 1986, 35. *horos* は前4世紀に抵当標や農場の境界標でもあった。Finley 1951, 3-5を参照。
MacDowellにたいする批判は Ducat 1990, 22n.13。
- (7) Luraghi 2002, 228-8.
- (8) Ducat 1990, 21-2. Luraghi 2002, 229. 彼は解放と売却の禁止は、ヘイロータイの生物学的再生産が彼らの社会的集団としての再生産も保証することを確実にしたので、エフォロスは2つの規定が主人の利益に沿って役割を果たしていることを完全に意識していたと、興味深い指摘をしている。他に同様の見解は、Nafissi 2009, 121; Kennel 2010, 75-88; Paradiso 2013, 49-50; Lewis 2019, 129。清永 1966, 10は、国境外と解釈しながら、さらに踏み込んで「おそらく国内における売買も禁止された」と述べ、これについての直接の証拠は知られていないがゴルチュンの法の補遺法の規定からこのように推測される、と述べ、村川 1949を參觀するように指示している (11 註 (10))
- (9) Cartledge 2011, 81-2.
- (10) Hunt 2017, 65; Hunt 2018, 79. Hodkionson 2000, 228-9; Hodkinson 2008, 296-7.
- (11) Hodkinson 2008, 297.
- (12) 古山 1984a を参照されたい。
- (13) 詳しくは古山 1984b を参照されたい。ところで、アテナイによるピュロス占領時に、解放を約して、戦争で国家に役立てると考えるヘイロータイを応募させ、解放を装った儀式の後、2,000人のヘイロータイを虐殺したことを見せる伝承がある (Thouk. 4.80)。これも軍事と関わりがある。しかし、この歴史的信憑性については疑問がある。肯定説については Harvey 2004, 204-5を、否定説については Whitby 1994, 98-9; Paradiso 2004, 186を参照されたい。Lewis 2019, 135-6は改めて肯定説を説く。
- (14) 古山 1984b, 55-6.
- (15) Lewis 2018, 140-2は私有奴隸の国家による解放、軍事利用、懲罰による所有者の権利の制限の事例を古代ギリシアのみか合衆国南部について挙げ、あるいは現代イギリス社会の極端な形の財産制限などを例示し、スバルタの個人の権利にたいする集団的関心の勝利の所産で、ヘイロータイ制度はほかの何より重く公的制限に服する私的奴隸所有の一形態であるとしている。しかし、そのような事例は多くの場合短期的な措置である。ヘイロータイを奴隸と看做す十分な根拠とはならないと思われる。奴隸と農奴の類似と差異については Bush 1996, 19-26を参照されたい。

2 ヘイロータイに対するその他の規制

- (1) クリュプティア制度については、簡便には Richer 2018, 533f. を参照されたい。Cartledge 2011, 85. 彼はネオイを18・19歳のアゴーゲー最終段階の者という従来の一般的な見解を採用している。さらに、プルタルコスは、ヘイロータイの耕している畑を横切って、彼らの中で最も頑健で強い者を殺した、と述べ、トゥーキュディースの伝える2,000人の虐殺を引用している。プルタルコスは、

次いでヘイロータイを苛酷に扱ったことを具体的に示し、これらの制度は大地震後の反乱後に導入され、特にメッセニアのヘイロータイに適用されたと考えていた。Vidal-Naquet 1983: Ducat, 2006, Ch. 9, The Crypteia が近年ではもっとも精緻な研究である。

- (2) Plout. *Lyk.* 28.4-6も同様なことを伝える。共同食事の場でヘイロータイを生の葡萄酒で酩酊させ、酩酊することはどういうことか若者に知らせ、卑しく下卑た歌や踊りを強要し、自由人の歌や踊りを禁じたという。
- (3) はじめにの註（3）参照。しかしながら Patterson 2003はヘイロータイが奴隸との立場で、Patterson 2017, 275では、ラコニアのヘイロータイが純粋な奴隸であったことは少なくとも蓋然性があるとしている。そしてメッセニアのヘイロータイは‘gradually reduced to the status of semi-servile or severely constrained serfs’と記し、両者を分けて考えている。
- (4) Hunt 2017, 66-7.
- (5) Ducat 1990, 126f. Ducat 2006, Chp.6. その他に彼には、Le mépris des Hilotes, *Annales ESC* 29, 1974, 1451-64: La crypties en question, in Brûlé, P. & J. Oulhen (eds.), *Esclavage, guerre, économie en Grèce ancienne: Hommages à Yvon Garlan*, Rennes, 1997, 43-74: Crypties, *Cahiers du Centre Gustave Glotz* 8, 1997, 9-38がある。

3 ヘイロータイの役割

- (1) Hodkinson 1986: Hodkinson 2000, 65-112. Figueira 2004はこれに異を唱える。
- (2) Hodkinson 2000, 145: 385-8: Hodkinson 2008, n.125. Cartledge 1987, 174は175,000-187,000を示唆する。
- (3) 彼に関して伝承されているテキストには問題があり、またメッセニアのヘイロータイに言及したもので、ラコニアのヘイロータイにも適用できるかについても議論があるが、それらについては Hodkinson 200, 124-9を見よ。
- (4) Hodkinson 2000, 125-31: Cartledge 2011, 82-3.
- (5) Cartledge 2011, 83. Hodkinson 2000, 126はこの記事を歴史的現実性が感じられないと退けている。
- (6) Hodkinson 2000, 129-31.
- (7) Lewis 2019, 137-8 n.19は、ヘイロータイを奴隸と定義する立場から、19世紀の合衆国南部の奴隸の再生産と多くの点で似ていると指摘している。Harper 2017, 113の「北アメリカ奴隸制に見られる再生産率はかなり単純なレシピの所産だった。意図的な繁殖政策よりもむしろ、空間、物理的独立、プライバシーそして機会がアメリカ奴隸住民の多産性の背後にあった」との言を引いている。ヘイロータイにおいてもこのことは該当するであろうが、そのことは直ちにヘイロータイを奴隸と規定する根拠にならない。
- (8) 古山 1989. この論文では筆者はデマラトスの誕生をめぐる逸話に言及される、母親がアリストンの家の驢馬飼のオイケテスと同衾した結果生まれた子供という風評 (Hdt. 6.68) を手掛かりに、スパ

ルタ人女性とヘイロタイの子もノトイである可能性を示した。これについての批判は、Hodkinson 1997, 53 n.18を参照されたい。Hodkinson 1997は古山1989とはかなり異なる議論を展開している。

- (9) Ducat 1990, 118; Hodkinson 1997, 52.
- (10) Hodkinson 1997, 52-3. Hunt 2017 67-8も Hodkinson に同意している。
- (11) Hodkinson 2008, 297.
- (12) Catling 2002, 151-256; Hodkinson 2008, 298f.
- (13) Ducat 1990, 63: 74.
- (14) Hodkinson 2008, 308f.
- (15) Alcock et al., 2005, 163-72.
- (16) McDonald, W. A. and G. R. Rapp, Jr., *The Minnesota Messenia Expedition. Reconst-ructing a Bronze Age Regional Environment*, Minneapolis, 1972. この調査と PRAP とを総合した分析が Alcock et al. 2005であるが、159頁を参照。
- (17) Alcock et al., 2005, 162.
- (18) Kaltsas 1983, 207-37. 後者の見方は Luraghi 2002, 231f.
- (19) Hodkinson 2007, 314f. Alcock 2002, 132-75. メッセニアの英雄墓崇拝については、Alcock 1991, 132-75; Antonaccio 1996, 69-102を参照されたい。
- (20) Hodkinson 2007, 314f.
- (21) ヘレニズム期に関する史料であるが、クレオメネス3世は、敵の攻撃を前にして、50アッティカ・ムナの支払いを解放条件にヘイロータイから資金を集めた。6,000を上回る者がそれに応じたという(Plout. *Kleom.* 23.1)。この記事からはヘイロータイの財産権が認められていたことが読み取れる。
- (22) Catling 2002, 193-5.
- (23) Alcock 2002, 18; Hodkinson 2007, 316f.
- (24) Hodkinson 2007, 317.

4 おわりに

- (1) Hunt 2017, 71-3はヨーロッパ中世史研究における serfdom めぐる研究が停滞している理由を簡明に説明し、さらに serfs という語の使用がまったく役に立たず、誤解を招くという Finley の主張を吟味し、それを退ける。
- (2) Hunt 2017, 71-2. Bush 1996b, 200によると、中世西欧の農奴制と近世東欧の農奴制は2つの型の農奴、the personal serfs、すなわち bondmen と bondwomen、そして the tenurial serfs からなる。前者は領主と主人に拘束されたもので、そのような隸属は血縁によるもので、受け継がれ子へと伝えられる。彼らは正式に解放されるまで非自由であると理解された。後者は農場に繋がっていた。重要なことは拘束された土地 (bondland) の保有であり、保有地は非自由と看做された。彼らは隸属し

(24)

た土地から引き離なされるまで非自由とみなされ、引き離されたときに自由となった。同じ社会に両者が見いだされるとき、両者は異なる身分で、前者がより広い範囲の榨取を受けた。Bushによる分類にもとづくと、ヘイロータイは the personal serfs に近いように思われる。

(3) Hunt 2017, 73.

(4) 太田 1977, 144-165ならびに太田 1988, 130-136。これらの評価については熊野1979：清永1980：前沢1982を参照されたい。なお、清永は太田に賛同し、ヘイロータイを奴隸とする清永1966の立場を変更している。熊野は「古典古代的共同体たるスパルタは隸属労働者を奴隸（すなわち共同体の非成員）として扱う以外にない」と述べ、法的には奴隸との認識を示している。

(5) 太田 1988, 135.